

所管部課	総務部 総務課		部長	矢吹 勇一	
件名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例				
	について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	職員課、防災安全課、総務課			
<p>1. 要 旨</p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類である「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」の創設等が行われることから、「懲役」及び「禁錮」の文言を規定する3本の条例を一括で改正するものである。</p> <p>(1) 一括改正する条例                  第1条 東大和市職員の給与に関する条例                  第2条 東大和市消防団条例                  第3条 東大和市個人情報保護法施行条例</p> <p>(2) 改正内容                  3本の条例中「懲役」又は「禁錮」の文言を、「拘禁刑」に改める。</p> <p>(3) 施行日                  令和7年6月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和6年12月19日 検察庁協議完了                  ※総務課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和7年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。